8芦住保第1148号
令和8年9月11日

地方独立行政法人芦屋中央病院
理事長　櫻井　俊弘　様

芦屋町長　貝掛　俊之

中期目標期間終了時の検討及び措置について

地方独立行政法人芦屋中央病院の第3期中期目標期間終了時の検討及び措置について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第1項の規定に基づき検討を行った結果、下記のとおり措置を講じることとする。

記

1．業務の継続の必要性

これまでの評価結果から、引き続き、地方独立行政法人芦屋中央病院に業務を継続させる必要があるものとする。

2．業務及び組織の全般

これまでの評価結果を踏まえた第4期中期目標を策定し、地方独立行政法人芦屋中央病院に指示することをもって、所要の措置を講じることとする。